



2023年8月28日

各 位

会社名 株式会社メルカリ

代表者名 代表取締役 CEO

山田 進太郎

(コード番号：4385 東証プライム)

問合せ先 上級執行役員 SVP of Corporate 兼 CFO 江田 清香

TEL. 03-6804-6907

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、2023年9月28日開催予定の第11回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、2023年6月22日付「指名委員会等設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、コーポレートガバナンスの更なる充実を目指して、監督機能と業務執行機能の分離をより一層明確にし、取締役会の監督機能の強化と執行機関のより迅速な意思決定を図るため、社外取締役が過半数を占める指名委員会、報酬委員会及び監査委員会を有し、取締役会から執行役へ大幅に業務執行権限の委譲が可能となる指名委員会等設置会社への移行を予定しています。

本定款変更は、これに伴い、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会並びに執行役に関する条項の新設、監査役及び監査役会に関する条項の削除等所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）：2023年9月28日

定款変更の効力発生日（予定）：2023年9月28日

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項において定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</u></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 <u>取締役及び取締役会</u></p> <p>(員数)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> (以下「指名委員会等」という。)</p> <p>(3) <u>執行役</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定</u>によって定める。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役</u>において定める株式取扱規程による。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集する。<u>当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。</u></p> <p>2 <u>株主総会においては、あらかじめ取締役会において定めた取締役又は執行役が議長となる。当該取締役又は執行役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役又は執行役が議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 <u>取締役、取締役会及び指名委員会等</u></p> <p>(員数)</p>

第18条 (条文省略)

(選任方法)

第19条 (条文省略)

(任期)

第20条 (条文省略)

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当会社に代表取締役を1名以上置き、取締役会の決議によってこれを定める。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長その他の役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の1日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 (条文省略)

2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第26条 (条文省略)

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 (条文省略)

(新設)

第17条 (現行どおり)

(選任方法)

第18条 (現行どおり)

(任期)

第19条 (現行どおり)

(削除)

(取締役会の招集権者及び議長)

第20条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日の1日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(削除)

(取締役会の決議方法)

第22条 (現行どおり)

2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(削除)

(取締役会規程)

第23条 (現行どおり)

(削除)

(取締役の責任免除)

第24条 (現行どおり)

(指名委員会等)

第25条 指名委員会等に関する事項については、法令、本定款において定めるもののほか、取締役会又は各委員会において定める規程による。

<u>第5章 監査役及び監査役会</u>	(削除)
<u>(員数)</u>	(削除)
<u>第29条 当社の監査役は、3名以上とする。</u>	
<u>(選任方法)</u>	(削除)
<u>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</u>	
<u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
<u>(任期)</u>	(削除)
<u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
<u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
<u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u>	(削除)
<u>第32条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	
<u>(常勤の監査役)</u>	(削除)
<u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	
<u>(監査役会の招集通知)</u>	(削除)
<u>第34条 監査役会の招集通知は会日の1日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u>	
<u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	
<u>(監査役会の決議方法)</u>	(削除)
<u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	
<u>(監査役会の議事録)</u>	(削除)
<u>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>	
<u>(監査役会規程)</u>	(削除)
<u>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	
<u>(報酬等)</u>	(削除)
<u>第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>	
<u>(監査役の責任免除)</u>	(削除)

第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、その監査役の同法第 423 条第 1 項の行為に関する責任につき、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 40 条 (条文省略)

(任期)

第 41 条 (条文省略)

(会計監査人の責任免除)

第 42 条 (条文省略)

第 7 章 計算

(事業年度)

第 43 条 (条文省略)

(剰余金の配当等の決定機関)

第 44 条 (条文省略)

(剰余金の配当の基準日)

第 45 条 (条文省略)

(配当の除斥期間)

第 5 章 執行役

(選任)

第 26 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(任期)

第 27 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の末日までとする。

(代表執行役)

第 28 条 当社は、取締役会の決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。

(執行役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 30 条 (現行どおり)

(任期)

第 31 条 (現行どおり)

(会計監査人の責任免除)

第 32 条 (現行どおり)

第 7 章 計算

(事業年度)

第 33 条 (現行どおり)

(剰余金の配当等の決定機関)

第 34 条 (現行どおり)

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 (現行どおり)

(配当の除斥期間)

第 46 条 (条文省略)

(新設)

第 36 条 (現行どおり)

(附則)

(監査役の責任免除等の経過措置)

- 1 2023 年 6 月 30 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の責任については、当該株主総会の決議による変更前の定款第 39 条の規定はなお効力を有する。